

安全



安心

# JAL不当解雇撤回ニュース

No384号 2014.6.17  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

## 司法の責務を捨てた不当判決 ～事実と証拠を完全に無視～

6月3日  
客室乗務員  
裁判報告

6月3日、客室乗務員84名の解雇撤回を求めた東京高裁の控訴審裁判で、判決が下されました。解雇されてから3年半、裁判所前には高裁逆転勝利を願い、420名の支援者が集結しました。事実と証拠を無視し、更生会社を理由に会社側の主張を鵜呑みにした不当判決に、怒りの声は頂点に達しました。労働者の働く権利を奪う司法の判断は、憲法に照らしても決して許されるものではありません。原告団と支援者は、解雇が撤回されるまで闘いを続けることを確認しました。



支援者による「あの空に帰ろう」の合唱で見送られ入廷する客乗原告団

### 支援者で溢れる裁判所前

15時開廷前の宣伝行動は、社会派トランペッター松平さんの演奏で始まり、勝利を願う多くの方から力強い連帯の挨拶がありました。



社会派トランペッター  
松平さん



判決を前に激励の挨拶をする醍醐聡東大名誉教授





# 憲法蹂躪の裁判所に対し怒りの声・こえ



判決言い渡し直後、勝利を信じていた支援者たちに、不当判決が知らされました。大竹たかし裁判長と司法への抗議のシュプレヒコールが鳴りやみませんでした。

## 約 400 名参集の報告集会

判決内容を報告する上条弁護団長



上条弁護団長は、「削減目標人数が達していたことを立証してきた。そのことについて会社側がまともに答えられなかったことに対しても切り捨てた。解雇回避努力をしなかったという事実にもまともに答えなかった。高裁で証人採用までさせたのに、このような判決は許されない。」と述べました。

判決の不当性と決意を述べる内田団長



判決は、更生計画ありき、管財人万能主義で労働者に寄り添うものではなかった。憲法蹂躪の判決。一審のひどい判決を受け、二審でも事実と証拠に基づいて立証してきたが、どれだけ証拠を出せば裁判所を納得させられるのか。上告をして職場復帰を果たすまで諦めず頑張る。

報告集会と並行して、  
記者会見が行われました



原告団は上告する方針です。解雇が撤回するまで、闘いを諦めません。これまでのご支援に改めてお礼申し上げますとともに、今後ともご支援をお願い致します。

判決要旨は次号でお知らせします。